

令和6年 第1回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
1	令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)		
2	令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)		
3	令和6年度 飯塚市一般会計予算		
4	令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
5	令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
6	令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
7	令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
8	令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
9	令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
10	令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
11	令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
12	令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算		
13	令和6年度 飯塚市水道事業会計予算		
14	令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		
15	令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算		

議案番号	件名	摘要	ページ
16	令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算		
17	飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		5
18	飯塚市手数料条例の一部を改正する条例		7
19	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		15
20	飯塚市グラウンドゴルフ場条例		21
21	飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例		27
22	飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例		29
23	飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例		31
24	飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		41
25	飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例		48
26	飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例		50
27	飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例		53
28	飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例		56
29	飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例		59
30	飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例		61

議案番号	件名	摘要	ページ
3 1	飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		6 4
3 2	財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)		6 7
3 3	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)		6 9
3 4	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)		7 2
3 5	市道路線の廃止及び認定		7 4
3 6	市道路線の認定		7 7
3 7	専決処分の承認(令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号))		8 1
3 8	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること		
3 9	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 0	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 1	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 2	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 3	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 4	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
4 5	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の公布に伴い、関係規定
を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(飯塚市監査委員条例の一部改正)

第1条 飯塚市監査委員条例(平成18年飯塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、速やかに監査に着手しなければならない。

(飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係			(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による証明書等の交付	戸籍の謄抄本の交付 戸籍の記載事項証明書の交付	1通につき 450円 証明事項1件につき 350円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定による証明書の交付	除籍の謄抄本の交付 除籍の記載事項証明書の交付	1通につき 750円 証明事項1件につき 450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	戸籍法第120条第1項又は第126条の規定による証明書の交付	戸籍の記録事項証明書の交付	1通につき 450円

載した事項に関する証明書の交付			る証明書等の交付	除籍の記録事項証明書の交付	1通につき 750円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出又は申請の受理の証明書の交付	戸籍の届出受理証明書の交付	1通につき 350円 (法務省令で定める上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明については、1通につき1,400円)
			戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定による届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書記載事項証明書の交付	1通につき 350円
			戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届書その他	届書その他書類の閲覧	書類1件につき 350円

<p>条の2第1項から第5項 までの規定若しくは同 法第126条の規定に基 づく除かれた戸籍の謄 本若しくは抄本の交付 又は同法第120条第1 項、第120条の2第1項若 しくは第126条の規定 に基づく除籍証明書の 交付</p>		
<p>戸籍法第12条の2にお いて準用する同法第10 条第1項若しくは第10 条の2第1項から第5項 までの規定又は同法第 126条の規定に基づく 除かれた戸籍に記載し た事項に関する証明書 の交付</p>	<p>除かれた戸籍に記載し た事項に関する証明書 の交付</p>	<p>証明事項1件につき 45 0円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2 項の規定に基づく除籍</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号の発行</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号1件につき</p>

電子証明書提供用識別
符号の発行(情報通信
技術を活用した行政の
推進等に関する法律第
7条第1項の規定により
同法第6条第1項に規定
する電子情報処理組織
を使用する方法により
除籍電子証明書提供用
識別符号の発行を行う
場合(当該発行に係る
除籍電子証明書の請求
が同項の規定により同
項に規定する電子情報
処理組織を使用する方
法により行われた場合
に限る。)における当該
発行及び除籍電子証明
書提供用識別符号の発
行に係る除籍電子証明
書の請求を行う者が同

700円

<p>時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の</p>	<p>届出若しくは申請の受理証明書、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>

<u>証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u>		
<u>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u>	<u>届書その他市長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</u>
(2)～(10) (略)		

(2)～(10) (略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市秋松運動広場を廃止するとともに、飯塚市穂波東グラウンドの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
(名称及び位置)	(名称及び位置)																						
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 464 613 528">名称</th> <th data-bbox="613 464 1106 528">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="123 528 613 592">(略)</td> <td data-bbox="613 528 1106 592">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 592 613 655">飯塚市穎田グラウンド</td> <td data-bbox="613 592 1106 655">飯塚市鹿毛馬2288番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 655 613 719">飯塚市椿運動広場</td> <td data-bbox="613 655 1106 719">飯塚市椿523番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="123 719 613 783">(略)</td> <td data-bbox="613 719 1106 783">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	飯塚市穎田グラウンド	飯塚市鹿毛馬2288番地	飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 464 1619 528">名称</th> <th data-bbox="1619 464 2112 528">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 528 1619 592">(略)</td> <td data-bbox="1619 528 2112 592">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 592 1619 655">飯塚市穎田グラウンド</td> <td data-bbox="1619 592 2112 655">飯塚市鹿毛馬2288番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 655 1619 719">飯塚市秋松運動広場</td> <td data-bbox="1619 655 2112 719">飯塚市秋松561番地8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 719 1619 783">飯塚市椿運動広場</td> <td data-bbox="1619 719 2112 783">飯塚市椿523番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 783 1619 839">(略)</td> <td data-bbox="1619 783 2112 839">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	飯塚市穎田グラウンド	飯塚市鹿毛馬2288番地	飯塚市秋松運動広場	飯塚市秋松561番地8	飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1	(略)	(略)
名称	位置																						
(略)	(略)																						
飯塚市穎田グラウンド	飯塚市鹿毛馬2288番地																						
飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1																						
(略)	(略)																						
名称	位置																						
(略)	(略)																						
飯塚市穎田グラウンド	飯塚市鹿毛馬2288番地																						
飯塚市秋松運動広場	飯塚市秋松561番地8																						
飯塚市椿運動広場	飯塚市椿523番地1																						
(略)	(略)																						
(管理)	(管理)																						
第3条 次に掲げる体育施設(以下「指定管理施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。	第3条 次に掲げる体育施設(以下「指定管理施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。																						
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)																						
(8) <u>飯塚市穂波東グラウンド</u>	(8) <u>飯塚市筑穂多目的グラウンド</u>																						
(9) <u>飯塚市筑穂多目的グラウンド</u>	(8) <u>飯塚市筑穂多目的グラウンド</u>																						
2 (略)	2 (略)																						

(使用料)

第11条 利用者は、別表第4及び規則に定める使用料(指定管理施設については、別表第3(附属設備等については、規則)に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、飯塚市椿運動広場の使用料は、無料とする。

2・3 (略)

別表第1(第4条関係)

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
(略)	(略)
飯塚市穎田グラウンド	午前6時から午後10時まで
	午前6時から午後8時まで
飯塚市椿運動広場	
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
---------	-----

(使用料)

第11条 利用者は、別表第4及び規則に定める使用料(指定管理施設については、別表第3(附属設備等については、規則)に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、次に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。

(1) 飯塚市秋松運動広場

(2) 飯塚市椿運動広場

2・3 (略)

別表第1(第4条関係)

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
(略)	(略)
飯塚市穎田グラウンド	午前6時から午後10時まで
飯塚市秋松運動広場	午前6時から午後8時まで
飯塚市椿運動広場	
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
---------	-----

(略)	(略)
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市穎田グラウンド	
飯塚市椿運動広場	
(略)	(略)

別表第3(第11条関係)

指定管理施設の利用料金

1~4 (略)

5 グラウンド

施設名	区分	利用料金(1時間 当たり)	照明料金(1時間 当たり)
(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市穂波東グ ラウンド	専利用 用	一般	100円
		高校生	50円
		以下	
飯塚市筑穂多目 的グラウンド	専利用		200円
	1/2面利 用	一般	100円
		高校生	50円
		以下	

(略)	(略)
(略)	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市穎田グラウンド	
飯塚市秋松運動広場	
飯塚市椿運動広場	
(略)	(略)

別表第3(第11条関係)

指定管理施設の利用料金

1~4 (略)

5 グラウンド

施設名	区分	利用料金(1時間 当たり)	照明料金(1時間 当たり)
(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市筑穂多目 的グラウンド	専利用		200円
	1/2面利 用	一般	100円
		高校生 以下	50円

備考 (略)

別表第4(第11条関係)

体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)

1~3 (略)

4 グラウンド

施設名	区分	使用料(1時間当たり)	
飯塚市筑穂グラウンド 飯塚市庄内グラウンド 飯塚市穎田グラウンド	専用利用	200円	
	1 / 2面利 用	一般	100円
		高校生以 下	50円

備考

1 (略)

2 飯塚市筑穂グラウンドの専用利用は、1 / 2面利用とみなす。

照明料金 (略)

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項中第8号を9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定、別表第3の改正

備考 (略)

別表第4(第11条関係)

体育施設の使用料(指定管理施設を除く。)

1~3 (略)

4 グラウンド

施設名	区分	使用料(1時間当たり)	
飯塚市穂波東グラウンド	専用利用	200円	
飯塚市筑穂グラウンド 飯塚市庄内グラウンド 飯塚市穎田グラウンド	1 / 2面利 用	一般	100円
		高校生以下	50円

備考

1 (略)

2 飯塚市穂波東グラウンド及び飯塚市筑穂グラウンドの専用利用は、1 / 2面利用とみなす。

照明料金 (略)

5 (略)

規定及び別表第4の改正規定(以下これらを「第3条等の改正規定」という。)は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の第3条等の改正規定の施行の前になされた体育施設の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続は、この条例の第3条等の改正規定による改正後の飯塚市体育施設条例の規定によりなされたものとみなす。

飯塚市グラウンドゴルフ場条例

飯塚市グラウンドゴルフ場条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

グラウンドゴルフ場の新設に伴い、施設の設置目的及び使用料等について規定するため、本案を提出するものである。

飯塚市グラウンドゴルフ場条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ振興及び健康長寿社会に寄与する多世代交流の場として、飯塚市グラウンドゴルフ場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市グラウンドゴルフ場	飯塚市平恒866番地3

(利用時間及び休場等)

第3条 飯塚市グラウンドゴルフ場(以下「施設」という。)の利用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は利用時間及び休場日を変更することができる。

(利用の許可)

第4条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を許可された目的以外の目的に利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

(3) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑となるものを携行する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障がある者

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第4条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 利用許可を受けた後、第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(4) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号及び第6号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、施設を利用する場合は、別表第2に定める使用料を市長に支払わなければならない。ただし、器具に係る使用料は、規則で定める。

2 使用料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。

(2) 利用時間を超過して利用するとき。

(使用料の減免等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備)

第12条 利用者が特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別な設備をさせることができる。

3 前2項の設備は、利用期限満了前に利用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなけ

ればならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用申請の受付その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第3条関係)

利用時間	午前9時から午後5時まで
休場日	12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2(第9条関係)

(1) 施設専用利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外
一般	1コースにつき 1時間当たり	1,000円	2,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者	1コースにつき 1時間当たり	500円	1,000円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなす。
- 3 利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。
- 4 別表第1に定める利用時間以外の時間につき利用を許可するときの使用料の額は、この表に掲げる使用料に100分の50を乗じた額を加算した額とする。
- 5 市内とは、個人利用の場合にあっては、本市に住所を有する者及び本市に通

勤し、又は通学する者とし、団体利用の場合にあっては、次に掲げる団体とする。

(1) 本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者が構成員の半数以上である団体

(2) 本市に主たる活動拠点を有する団体

6 団体の専用利用において、65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者(この項において「65歳以上の者等」という。)とは、65歳以上の者等が構成員の半数以上である団体をいう。

(2) 個人利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外
一般	1人3時間当たり	200円	400円
	回数券(11枚つづり)	2,000円	4,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者	1人3時間当たり	100円	200円
	回数券(11枚つづり)	1,000円	2,000円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 利用時間については、(1)施設専用利用の表の備考を準用する。
- 3 個人利用の利用時間は、施設専用利用の予約のない時間に限る。
- 4 回数券は、3時間券を11枚つづりとする。
- 5 市内とは、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とする。

(3) 会員利用

区分	単位	使用料	
		市内	市外
一般	1人1か月当たり	1,000円	2,000円
65歳以上の者、高校生以下の者又は身体障がい者手帳等所持者	1人1か月当たり	500円	1,000円

備考

- 1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

- 2 利用時間については、(1)施設専用利用の表の備考を準用する。
- 3 会員利用の利用時間は、施設専用利用の予約のない時間に限る。
- 4 会員利用は同一日につき1回とし、1回当たりの利用時間は3時間を限度とする。
- 5 市内とは、本市に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学する者とする。

飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

こども未来部の新設に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(飯塚市青少年問題協議会条例の一部改正)

第1条 飯塚市青少年問題協議会条例(平成18年飯塚市条例第89号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>こども未来部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

(飯塚市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 飯塚市子ども・子育て会議条例(平成25年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、 <u>こども未来部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

穎田子育て支援センターの移転に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

飯塚市子育て支援センター条例(平成23年飯塚市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
潁田子育て支援センター	飯塚市勢田1101番地	潁田子育て支援センター	飯塚市鹿毛馬2328番地2
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,360円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,750円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,170円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,870円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>84,310円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>101,170円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>43,020円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>64,530円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>64,530円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>77,430円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>86,040円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>103,240円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22</p>

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 109,600円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 126,460円

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 111,850円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 129,060円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 143,320円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 160,180円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,260円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 163,470円

ア 合計所得金額が450万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 177,050円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 193,910円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 172,080円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 180,680円

ア 合計所得金額が550万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を

除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 202,340円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 227,630円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 244,490円

ア 合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各

除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 189,280円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 197,890円

ア 合計所得金額が650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 206,490円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 261,360円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 215,100円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 223,700円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を

除く。)、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれかに該当する者 232,300円

ア 合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 240,910円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(20) 前各号のいずれにも該当しない者 249,510円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,810円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 278,220円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,020円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保

険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,020円」とあるのは、「40,890円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,020円」とあるのは、「57,750円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割

険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,810円」とあるのは、「43,020円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,810円」とあるのは、「60,220円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る

りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3(第6条、第7条の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)		別表第3(第6条、第7条の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)	
(1) 指定地域密着型サービスの事業		(1) 指定地域密着型サービスの事業	
サービスの種別	整備しておくべき記録	サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型を含む。)、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護	<p>(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(エ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>	ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型を含む。)、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護	<p>(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

	の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
イ 地域密着型通所介護	(ア) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 (イ) アの項(ア)から(エ)までに掲げる記録	イ 地域密着型通所介護	(ア) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 (イ) アの項(ア)から(ウ)までに掲げる記録
ウ 療養通所介護	(ア) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討の結果についての記録 (イ) アの項(ア)から(エ)まで及びイの項(ア)に掲げる記録	ウ 療養通所介護	(ア) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討の結果についての記録 (イ) アの項(ア)から(ウ)まで及びイの項(ア)に掲げる記録
エ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護	アの項(ア)から(エ)まで及びイの項(ア)に掲げる記録	エ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護	(ア) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (イ) アの項(ア)から(ウ)まで及びイの項(ア)に掲げる記録
オ 地域密着型特定施設入居者生活介護	(ア) 委託により他の事業者に行かせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 (イ) 有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスと	オ 地域密着型特定施設入居者生活介護	(ア) 委託により他の事業者に行かせた業務の実施状況について確認した結果等の記録 (イ) 有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスと

	<p>して提供する場合の条件である利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類</p> <p>(ウ) アの項(ア)から(エ)まで及びイの項(ア)に掲げる記録</p>
カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型を含む。)	アの項(ア)から(エ)までに掲げる記録

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	<p>(ア) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(イ) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付</p>

	<p>して提供する場合の条件である利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類</p> <p>(ウ) アの項(ア)から(ウ)まで、イの項(ア)及びエの項(ア)に掲げる記録</p>
カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型を含む。)	アの項(ア)から(ウ)まで及びエの項(ア)に掲げる記録

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	<p>(ア) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(イ) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付</p>

<p>を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(オ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>	<p>を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(オ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>
<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	

<p>を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(オ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>	<p>を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(オ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>
<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	

(3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 介護予防認知症 対応型通所介護	<p>(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容</p>

(3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 介護予防認知症 対応型通所介護	<p>(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録</p> <p>a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容</p>

	等の記録 (ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (エ) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	(ア) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 (イ) アの項(ア)から(エ)までに掲げる記録

	等の記録 (ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	(ア) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (イ) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録 (ウ) アの項(ア)から(ウ)までに掲げる記録

(4) 指定介護予防支援等の事業

(4) 指定介護予防支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定介護予防支援等の事業	(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定介護予防支援等の事業	(ア) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態

<p>の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(エ) <u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p>の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(イ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録</p> <p>(ウ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
(5) (略)	(5) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例

飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市保健センター運営委員会を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例

飯塚市保健センター条例(平成18年飯塚市条例第152号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(飯塚市保健センター運営委員会)</p> <p><u>第12条</u> センター及び飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例(平成18年飯塚市条例第155号)に規定する飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニーの保健センターの管理及び運営に関する事項を協議するため、飯塚市保健センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>2</u> 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

し尿処理手数料を改定することにより、一般廃棄物収集運搬業の健全な運営を図るため、本案を提出するものである。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例(平成18年飯塚市条例第157号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第18条関係)				別表第2(第18条関係)			
種別	取扱区分		金額	種別	取扱区分		金額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
し尿処理手数料	一般家庭	普通便槽	1人につき 月額537円	し尿処理手数料	一般家庭	普通便槽	1人につき 月額460円
		無臭便槽	1人につき月額537円を世帯構成人員を乗じて得た額に460円を加算した額			無臭便槽	1人につき月額460円を世帯構成人員を乗じて得た額に410円を加算した額
		2回以上くみ取りを必要とする便槽(世帯構成人員に比し便槽が小さく1月に2回以上くみ取りを必要とする世帯)	第1回目1人につき 月額537円 第2回目以上1回につき 月額460円			2回以上くみ取りを必要とする便槽(世帯構成人員に比し便槽が小さく1月に2回以上くみ取りを必要とする世帯)	第1回目1人につき 月額460円 第2回目以上1回につき 月額410円
	一般家庭以外のもの	18lにつき230円(18l未満は18lとみなす。)			一般家庭以外のもの	18lにつき205円(18l未満は18lとみなす。)	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料の徴収の額について適用し、同日前に収集するし尿に係る手数料の徴収の額については、なお従前の例による。

飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例

飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行に伴い関係規定を整備するとともに、個人番号カードを用いた窓口での印鑑登録証明書の交付により利便性の向上を図るため、本案を提出するものである。

者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して、印鑑登録証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。

(1)～(3) (略)

(4) 第12条第3項の場合において、個人番号カードの提示をしないとき。

(5) 第12条第3項の場合において、公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

25年法律第27号)第17条第1項の規定による個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを利用して民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を介して、印鑑登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができる。

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄について定め、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生を行うことで、地域経済の活性化や雇用の確保等が可能となるため、本案を提出するものである。

飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、福岡県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる飯塚市(以下「市」という。)の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号の債務の保証をし

た場合において、その保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

(3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。)をいう。

(4) 損失補償契約 市と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。

(5) 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することにより取得した回収金のうち、市に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄等)

第3条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行う場合は、あらかじめ市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等を受ける中小企業者等の事業の再生に資するものであると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

(1) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第5項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(2) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

(4) 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項の規定により株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

(5) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

(6) 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定され

た事業の再生に関する計画

(報告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄した場合は、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

菰田児童遊園を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例

飯塚市児童遊園条例(平成18年飯塚市条例第199号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
下三緒三緒浦児童遊園	飯塚市下三緒201番地2	下三緒三緒浦児童遊園	飯塚市下三緒201番地2
潤野東児童遊園	飯塚市潤野885番地8	菰田児童遊園	飯塚市菰田136番地7
(略)	(略)	潤野東児童遊園	飯塚市潤野885番地8
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

水道法(昭和32年法律第177号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、増改、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、企業管理者の定めるところにより、あらかじめ企業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 給水装置の新設、増改、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、企業管理者の定めるところにより、あらかじめ企業管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 企業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p>

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1) 第9条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者

(2)・(3) (略)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1) 第9条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者

(2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和6年政令第28号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員等公務災害補償条例(平成18年飯塚市条例第220号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p>

補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた飯塚市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障がい補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)

次の財産を無償で譲渡するものとする。

令和6年2月22日提出

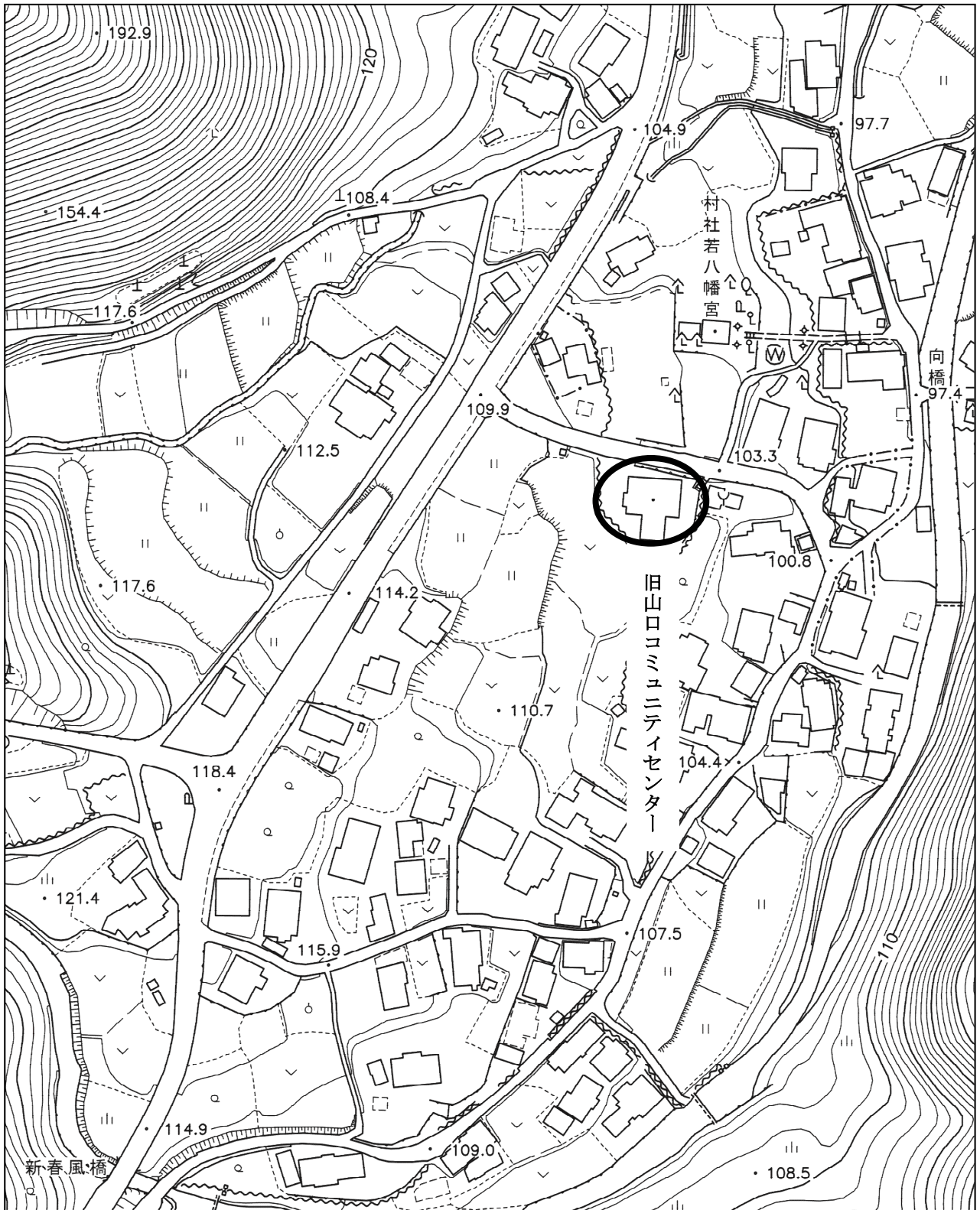
飯塚市長 武 井 政 一

- 1 譲渡する財産 旧山口コミュニティセンター建物
所在地 飯塚市山口446番地1、446番地6
構造 木・鉄骨造かわらぶき平家建
床面積 241.66平方メートル
- 2 譲渡の相手方
住 所 飯塚市山口446番地1
法人名 山口自治会(認可地縁団体)
代表者 高山 生爾

提案理由

旧山口コミュニティセンター建物を譲渡することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、本案を提出するものである。

位置図 (旧山口コミュニティセンター建物)



6 損害額及び賠償負担額(区分)

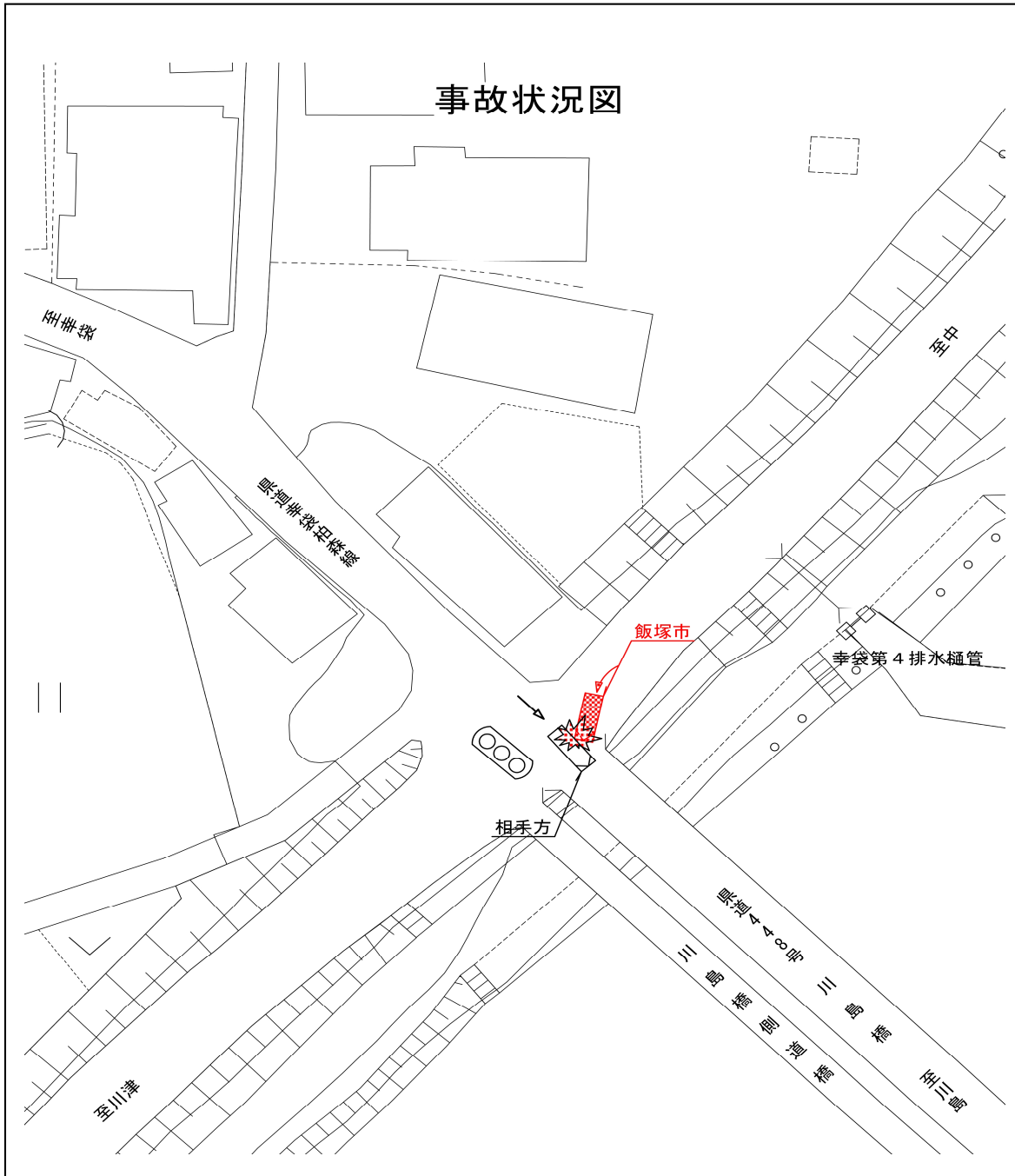
区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合95%	相手方 過失割合5%
相手方	治療費 通院費 慰謝料 文書料	1,189,432 円	1,189,432 円	0 円

7 事故現場見取図 別紙のとおり

提案理由

交通事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

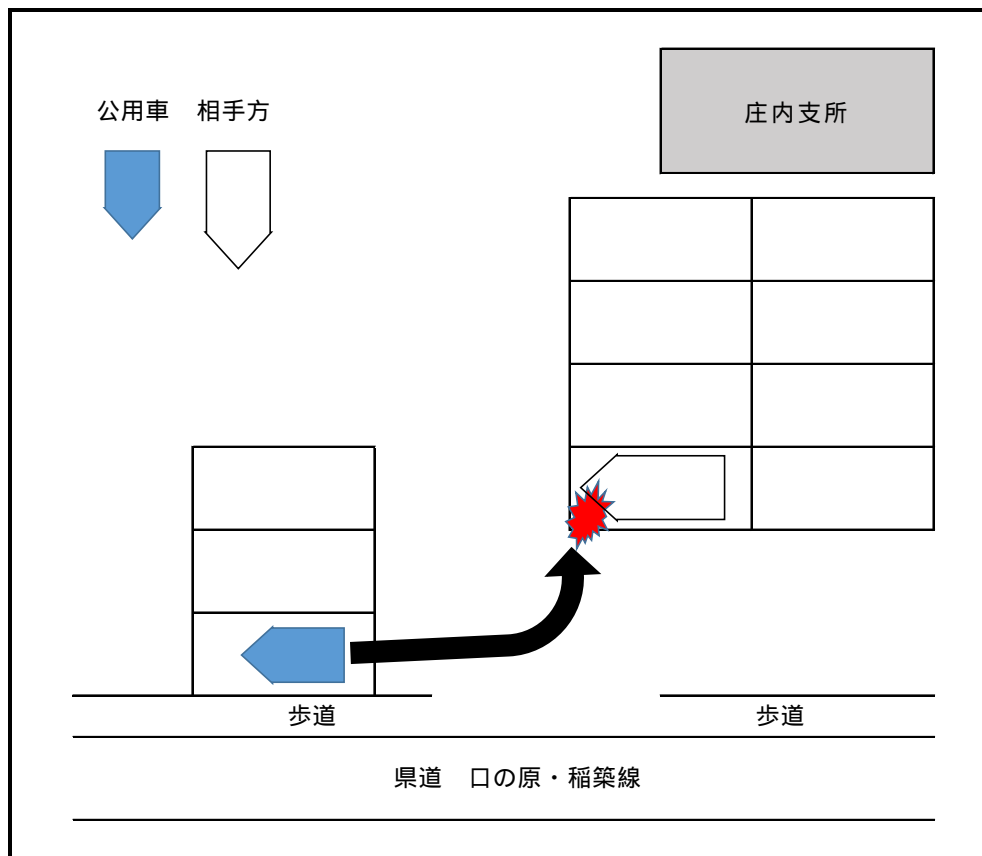
事故現場見取図



6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料 代車費用	675,000 円	675,000 円	0 円
市	車両修繕料	160,270 円	160,270 円	0 円

7 事故現場見取図



提案理由

交通事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

市道路線の廃止及び認定

次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

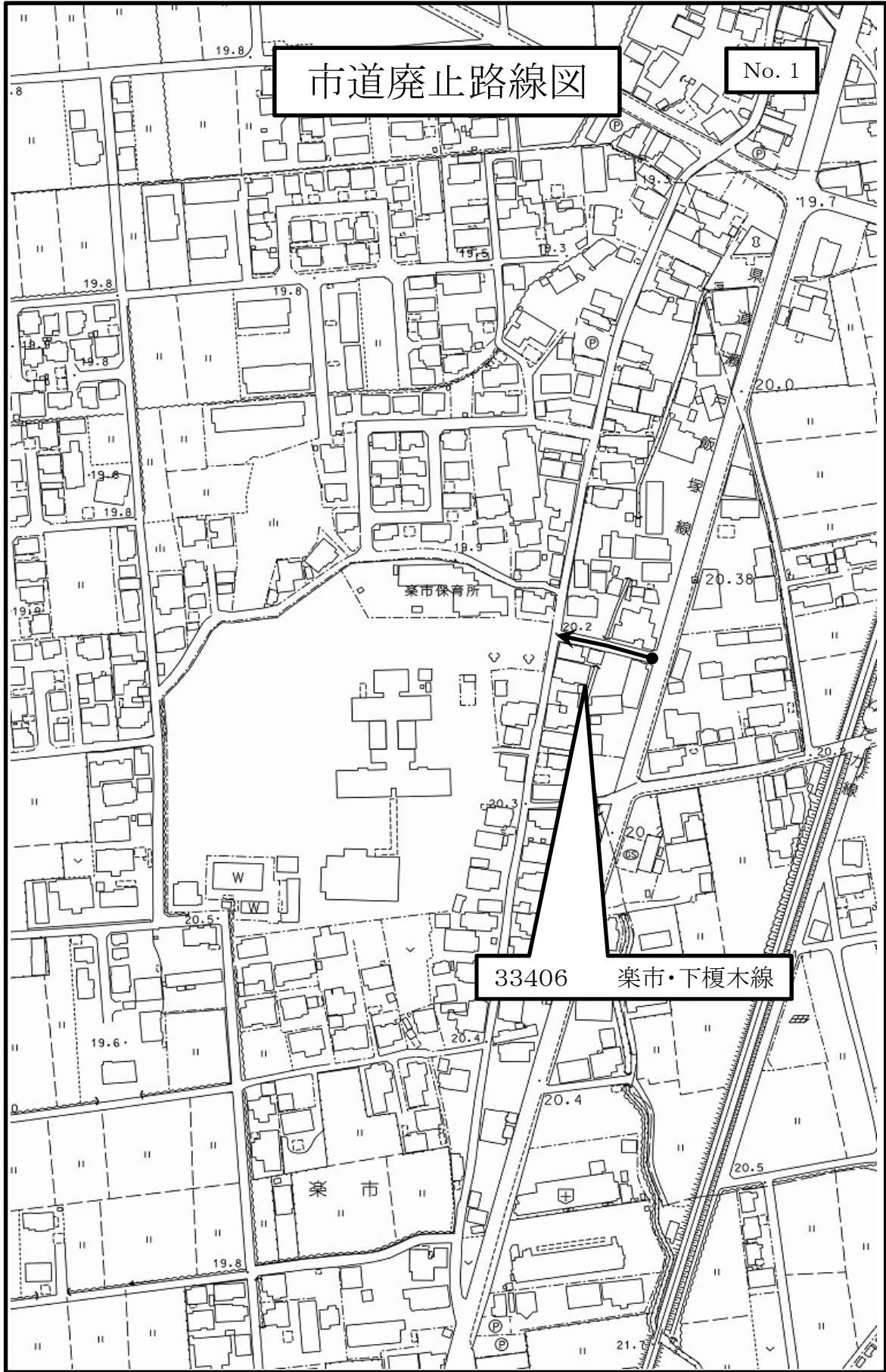
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止及び認定するにあたり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものである。

1 市道廃止路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	33406	楽市・下榎木線	楽市 132-5 地先	楽市 136-1 地先	5.6	49.1	No.1
				合計		49.1	

2 市道認定路線明細

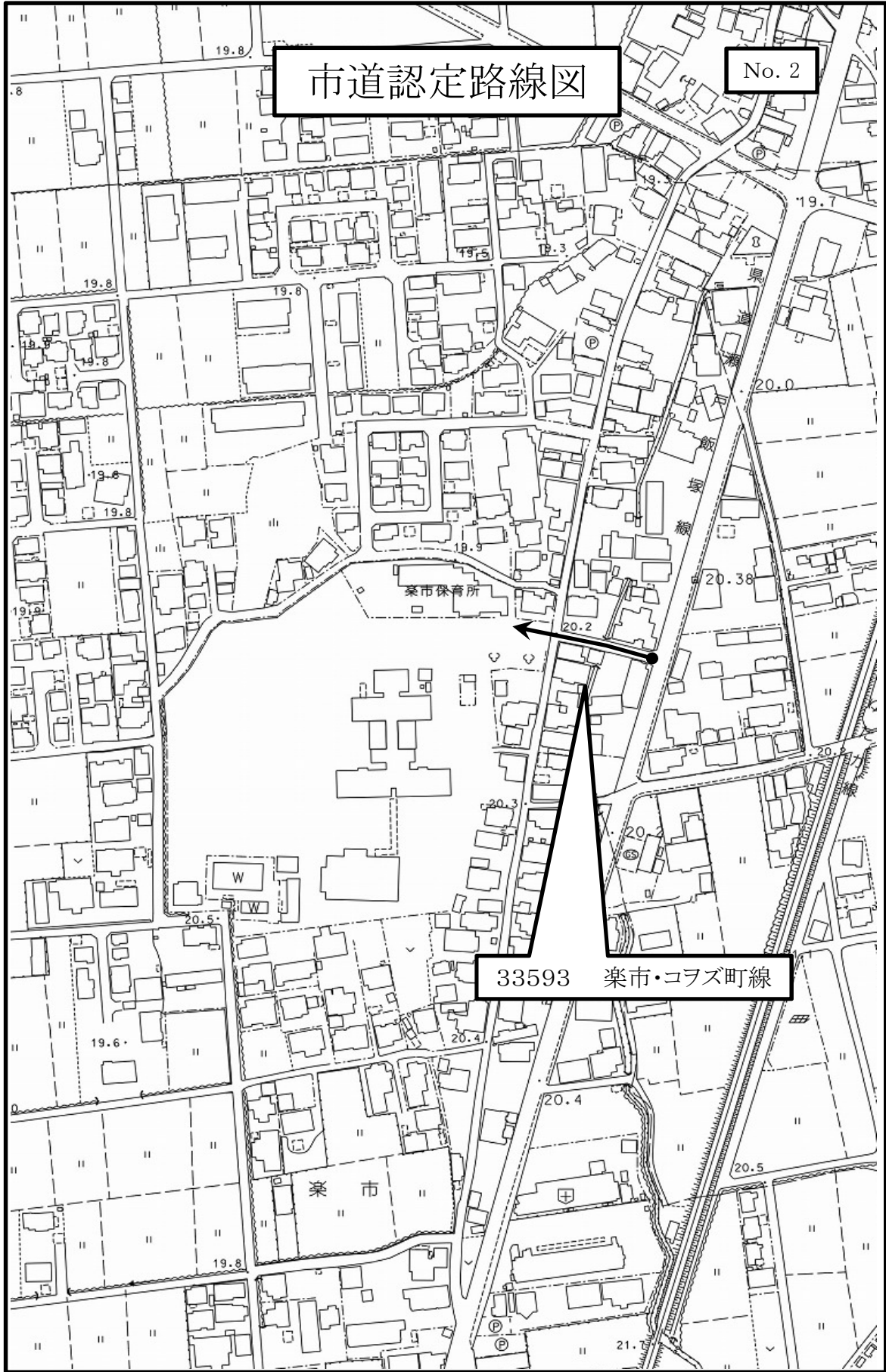
一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	33593	楽市・コラズ町線	楽市 132-5 地先	楽市 163-1 地先	6.7	73.4	No.2
				合計		73.4	



市道廃止路線図

No. 1

33406 楽市・下榎木線



市道認定路線図

No. 2

33593 楽市・コラス町線

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和6年2月22日提出

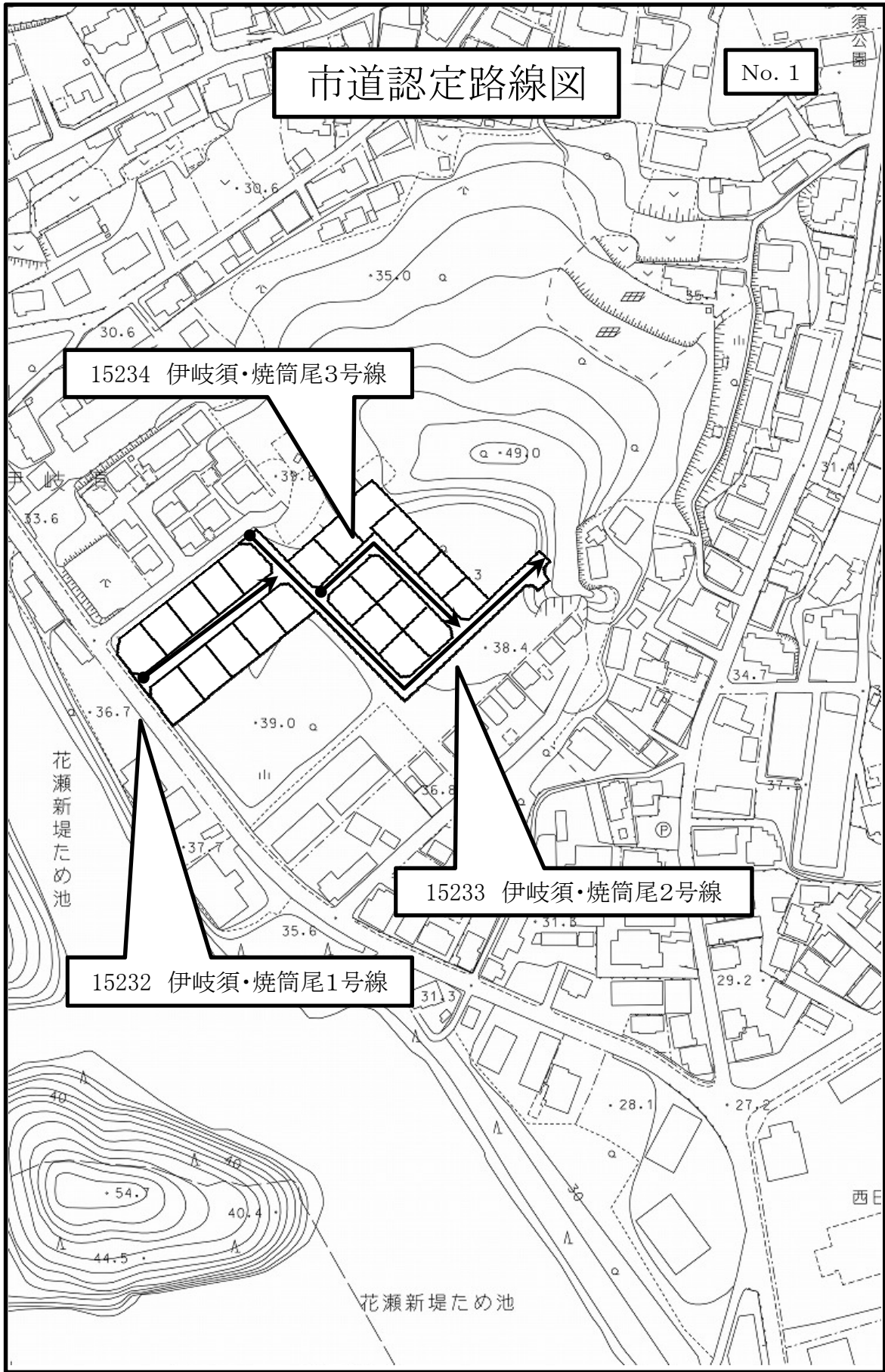
飯塚市長 武井政一

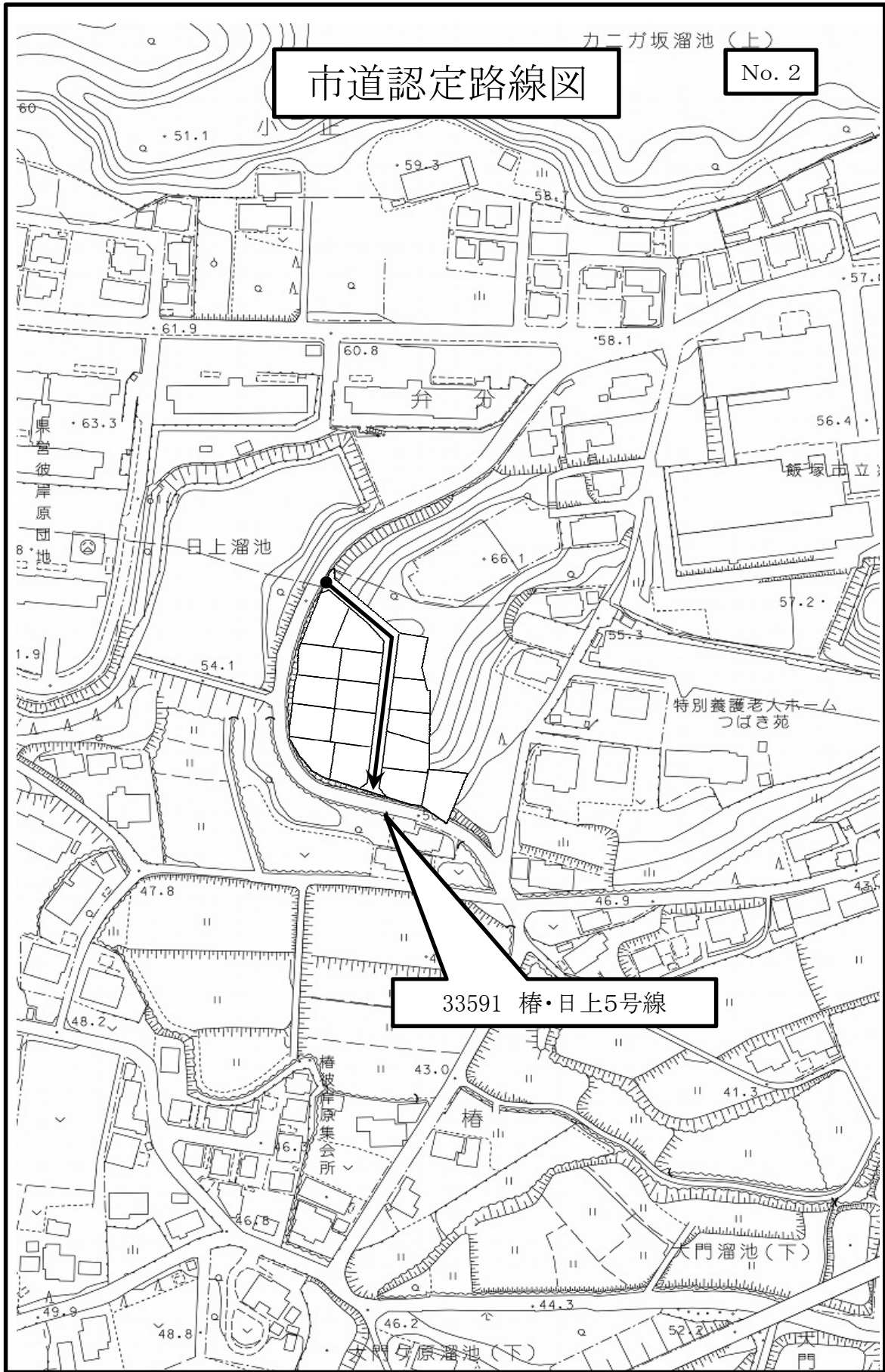
提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

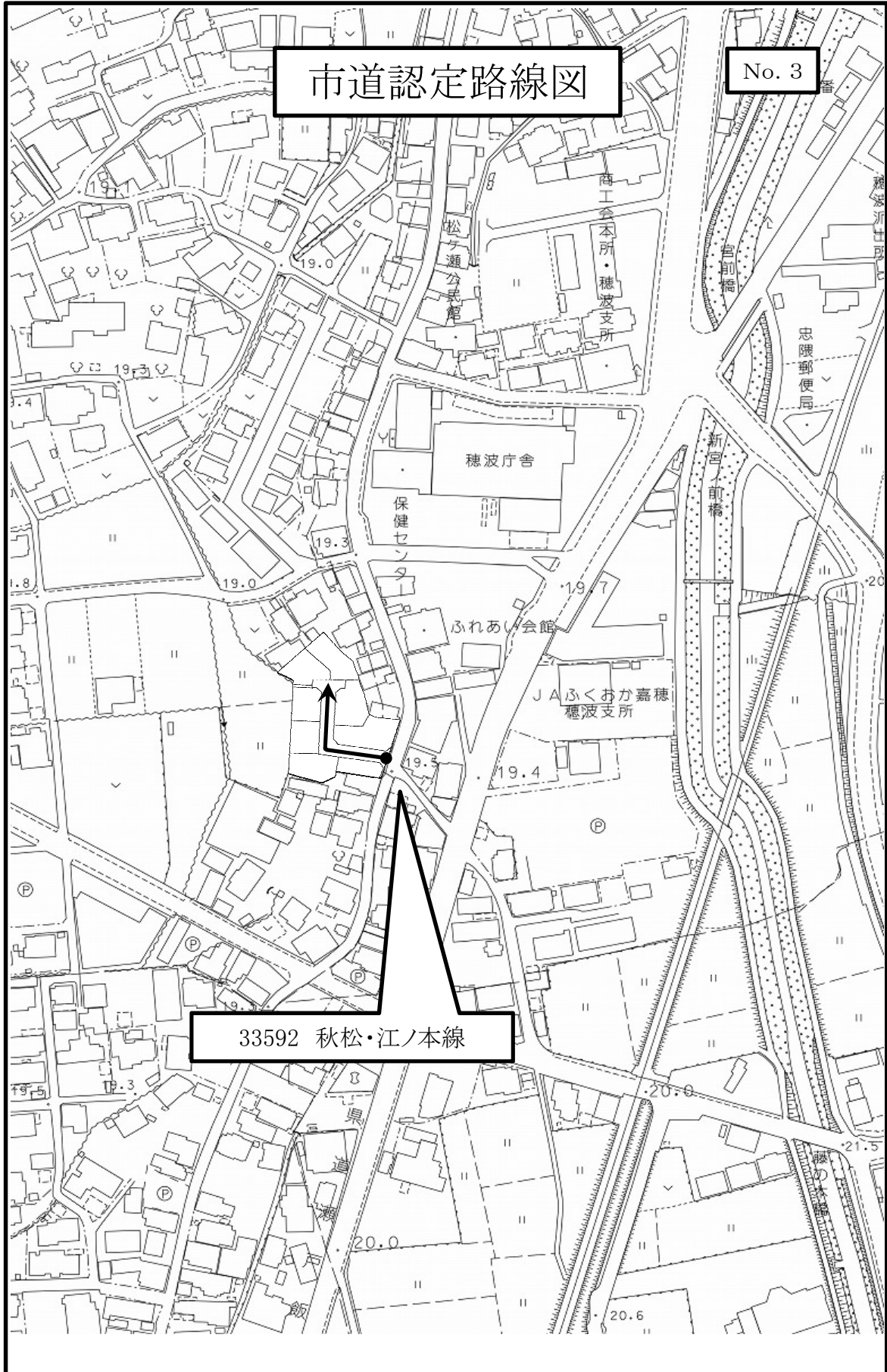
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15232	伊岐須・焼筒尾1号線	伊岐須 561-4 地先	伊岐須 561-13 地先	6.0	70.1	No.1
2	15233	伊岐須・焼筒尾2号線	伊岐須 593-1 地先	伊岐須 589-7 地先	6.1	168.6	No.1
3	15234	伊岐須・焼筒尾3号線	伊岐須 593-4 地先	伊岐須 593-16 地先	6.3	79.6	No.1
4	33591	椿・日上5号線	椿 623-1 地先	椿 623-42 地先	6.4	106.2	No.2
5	33592	秋松・江ノ本線	秋松 1043 地先	秋松 5-8 地先	6.7	58.0	No.3
				合計		482.5	





市道認定路線図

No. 3



専決処分の承認(令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和5年12月28日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年2月7日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 85,294円

1 事故発生の日時、場所

令和5年12月8日(金)午前10時30分頃

飯塚市相田地内

2 事故の概要

相手方が駐車位置から車両を発進させたところ、住宅敷地内の排水路の一部が損壊していたことにより不安定な状態となっていたグレーチング蓋が車両下で跳ね上がり、相手方車両のマフラーを破損させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両下部マフラー損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

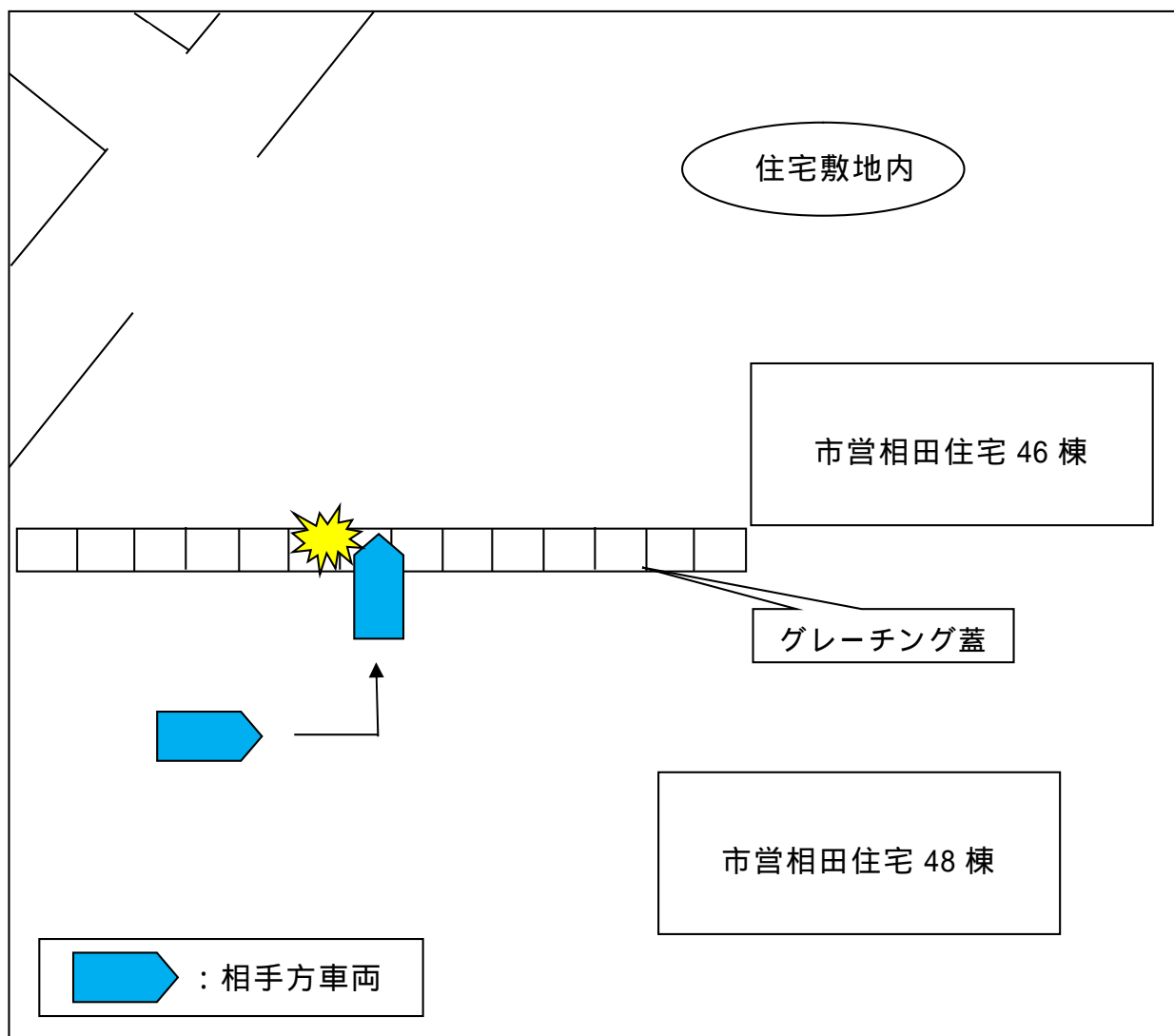
(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として85,294円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	車両修繕料 代車費用	85,294円	85,294円	0円

6 事故現場見取図



専決処分の報告(歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年12月25日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 188,708円

1 事故発生の日時、場所

令和5年11月11日(土)午後9時00分頃

飯塚市若菜地内 市道 目尾・久保白線 歩道

2 事故の概要

相手方が自宅に帰宅するため弁分方面へ歩道上を歩行していた際に、歩道端にできたポットホールに足がはまり転倒し、負傷したものの。

3 損害の状況

人身傷害 相手方 肋骨骨折、外傷性気胸

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として188,708円を相手方に支払う。

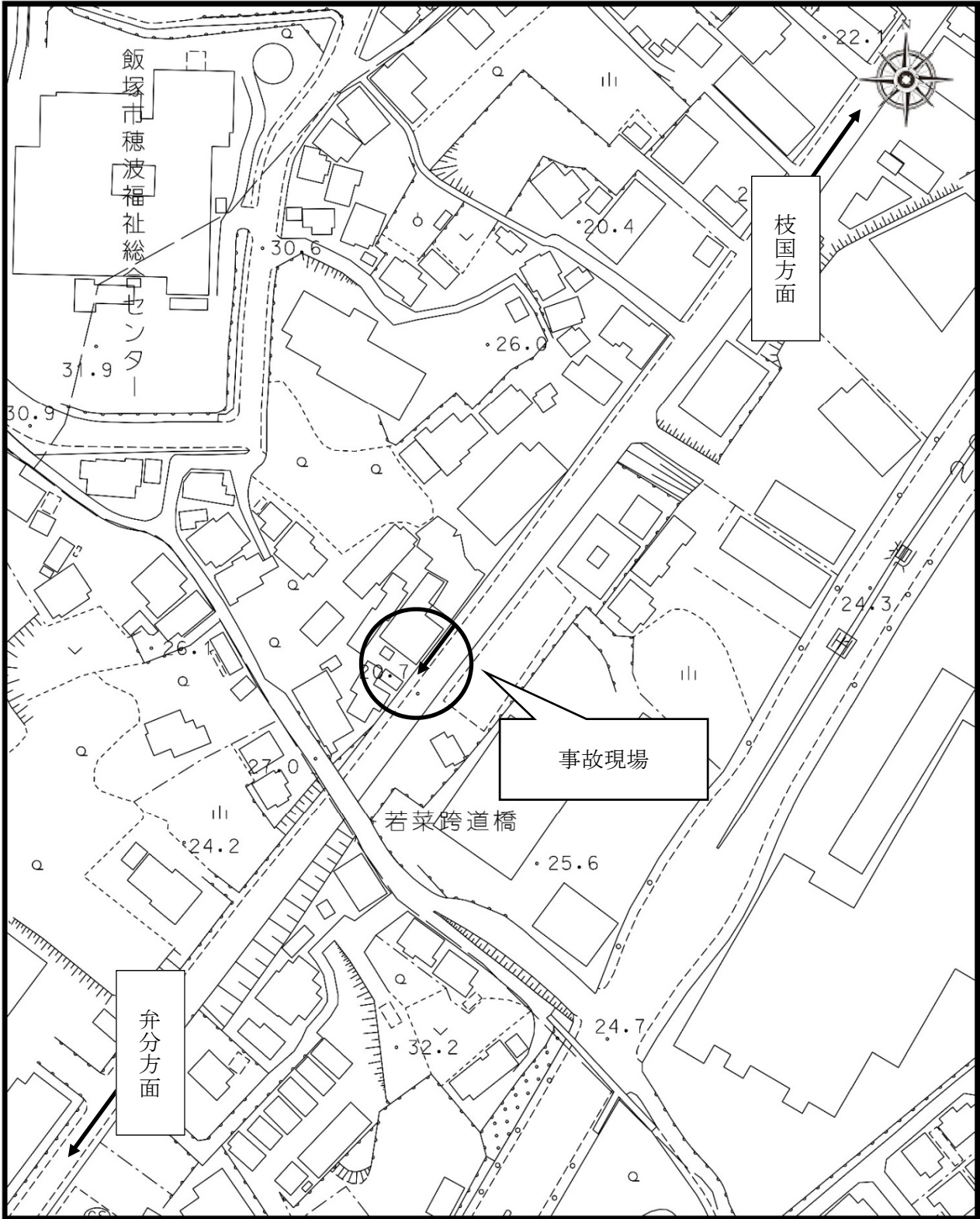
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 50%	相手方 過失割合 50%
相手方	治療費 諸雑費 休業損害 入通院慰謝料	377,417 円	188,708 円	188,709 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年12月25日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月22日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 278,193円

1 事故発生の日時、場所

令和5年11月6日(月)午前6時50分頃

飯塚市仁保地内

2 事故の概要

消防団員が訓練で使用した消防用ホースを消防詰所敷地内のホース乾燥塔に設置し、解散したところ、翌朝、強風にあおられた消防用ホースが隣接するアパートに駐車中の相手方車両に接触し、損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 ルーフパネル、バックドアパネル、バックドアガラス損傷
市側 なし

4 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として278,193円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料	278,193 円	278,193 円	0 円

6 事故現場見取図

